

## 樹木剪定及び除草の業務委託等における不正の再発防止について

この度、本市及び外郭団体が発注した公園や公共施設の維持管理に伴う樹木剪定及び除草の業務委託等において、過大に処分費が請求されていた事実が判明し、先般、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づき措置を行うとともに、不当利得の返還請求を行ったところです。

樹木剪定及び除草の業務委託等の受注者におかれましては、このような事態が二度と生じることのないよう、再発防止を徹底していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 不正の概要

平成 28 年度以降に本市及び外郭団体が発注した樹木剪定及び除草の業務委託等 1,350 件を調査したところ、449 件において処分伝票の写しが重複して提出され、受注業者が本市及び外郭団体に対し処分費を過大に請求し受け取っていた不当利得が判明しました。また、一部の再委託事業者も不正に関与していました。

- ・ 処分伝票の不正に係る契約件数 : 449 件
- ・ 不正に関与した業者 : 122 社

#### 2 再発防止について

受注業者より本市及び外郭団体に提出する処分伝票の確認方法について、これまで写しの提出だったものを原本提出に変更し、伝票には委託件名を記入し、市は伝票にサインし、返却するよう変更しました。

#### 3 問合せ先

福岡市財政局技術監理部技術監理課 TEL:092-711-4844